

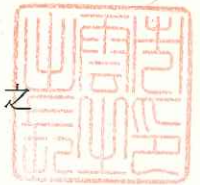
出雲市告示第353号

下記の者に送達すべき書類について、居所が不明であるため送達できないことから、
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び出雲市税条例（平成17年出
雲市条例第77号）第11条の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、出雲市役所財政部市民税課において保管しているので、申出があ
ればいつでも交付する。

令和8年(2026)9月24日

出雲市長 飯塚 俊之



記

1 送達すべき書類

相続人代表者指定通知書

2 送達を受けるべき者

別紙のとおり

【注意】

地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示を始めた日から起算して7日
を経過したときは、書類の送達があったものとみなされる。

別紙

氏名
松浦 孝行
(以下余白)